

農地の創出・再生支援事業

- 市街化区域を対象に、農家所有の宅地等を農地に転換する際に必要な農地整備の取組を支援し、新たな農地の創出を図る。
- 東京都全域を対象に、老木化した果樹等が貸借の妨げとなっている農地及び市街化区域外の遊休・低利用農地を、農業者等が積極的に引き受けて農地を再生利用する取組を支援し、農地の確保及び有効利用を図る。

	創出支援	再生支援
【対象地域】	市街化区域	東京都全域
【実施主体】	区市町	区市町村
【支援内容】	建築物等解体処分費用の一部(基礎や舗装版の撤去)、除礫、深耕、客土等(土壌改良を含む)、農地利用に必要な整備	障害物除去(樹木の伐採・伐根)、深耕、整地、その他農地利用に必要な整備
【実施要件】	一定期間以上営農を継続する見込みがあること ① 整備後8年間の活用義務付け ② 生産緑地地区への申請 (上記2点に同意していること)	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律等による、利用権の設定や貸借の手続きがされた農地(見込みを含む) 市街化区域については、生産緑地法に基づき、区市町が生産緑地または特定生産緑地に指定した農地(見込みを含む) 市街化区域以外については、以下のいずれに該当する農地 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 老木化した果樹などが貸借の妨げになっている農地 ✓ 「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」に基づき、遊休農地(荒廃農地)の黄区分に区分された農地で、人力あるいは農業機械で整地等を行うことにより直ちに耕作可能な農地
【補助率】	都1/2、区市町・農家等1/2	都1/2、市町村・農家等1/2 (認定新規就農者は都2/3、市町村・農家等1/3)
【補助上限】	5,000千円/10a	600千円/10a(800千円/10a) ただし、樹木等の廃棄物を自己の敷地内等で減量化を図る場合は、450千円/10a(600千円/10a) ※認定新規就農者の場合は括弧内
【補助予算】	15,000千円/年	20,000千円/年
【事業計画】	0.5ha/年×5年間=2.5ha	5.5ha/年×5年間=27.5ha



基礎等の解体



老木化した果樹



樹木の伐採・抜根